

交野市 消費者安全確保地域協議会の取組み

交野市 総務部
人権と暮らしの相談課
平井 良太 (ひらい・りょうた)

本市では、以前から高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤を整備するため、地域包括支援センターを中心とする「交野市地域包括ケア会議」(以下「ケア会議」という。)が開催されてきた。



平成23年に、交野市消費生活センターが交野市立保健福祉総合センターに移転したことにより、高齢者の権利擁護のため福祉部局との連携強化を図ってきたが、この高齢者の消費者被害防止のための取組みがきっかけとなり、平成27年4月に消費生活センターがケア会議の構成員として加わることになる。しかし、このケア会議で関係機関との連携を進める中で、高齢者に対して消費者被害の情報がいち早く提供する必要があること、そのためには様々な関係機関の協力が必要であること、また、見守りが必要な高齢者を繋ぐ場が必要であること等の課題が生じ、この課題を解決するために消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」という。)の設置を検討することになった。

当初は、ケア会議を協議会の機能も兼ねる会議にすることを検討したが、ケア会議がすでに福祉部局の交付金を活用して運用されていたこと、また、協議会では

警察との連携を検討していたが、警察はケア会議の構成機関ではなかったこと等の理由により、新しく別組織を作った上で警察にも加わっていただき、協議会を立ち上げることを検討した。

その結果、構成機関はケア会議の構成員をそのまま活用し、警察にも構成機関として加わっていただけでなく依頼したところ、ご快諾をいただいた。

また、福祉関係の事業所や介護支援専門員、ヘルパー等の方々は、日常業務が多忙なため常に会議に出席するということは難しく、ケア会議とは別日程で協議会を設定しても出席していただけるかどうか別の課題としてあった。そこで、毎月1回開催されるケア会議を活用し、ケア会議の前に協議会を開催することで、協議会に出席するという負担を軽減させることができた(写真)。

こうして平成28年11月に立ち上げた協議会であるが、平成28年度は計3回、平成29年度は計

10回、平成30年度も計6回(10月末現在)開催している。

協議会の立ち上げ当初は、消費生活センターが消費者被害の情報を一方的に話すだけであったが、消費者被害について具体的事例を紹介しながら構成機関と意見交換を行うことで、見守りの重要性や消費生活センターの役割について知ってもらえるようになり、「自分の親が被害に遭いそうになった」「新聞に載っている記事を持つてきた」等、現在では消費者トラブルについての関心を持つていたなどと同時に、活発な意見交換が行われるようになっていく。

今後に向けての課題として、消費者被害に遭われた方々の個人情報については現時点では取扱っていないが、協議会を運営していく中で必要と判断した場合は、交野市個人情報保護条例をはじめとする関係法令等を遵守しつつ、その方法や提供する範囲等について、先進自治体の取組みを参考にしながら検討してまいりたい。